

定款及び登記事項証明書等への記載例

介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受ける場合は、法人の定款及び登記事項証明書に、指定を受けようとする事業の記載が必要です。参考としてください。

サービス名	定款及び登記事項証明書への記載例	介護保険法の条項
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	第8条第14頁
夜間対応型訪問介護		
地域密着型通所介護		
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護		
地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）		
居宅介護支援	介護保険法に基づく居宅介護支援事業	第8条第24頁
介護予防認知症対応型通所介護	介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	第8条の2第12頁
介護予防小規模多機能型居宅介護		
介護予防認知症対応型共同生活介護		
介護予防支援	介護保険法に基づく介護予防支援事業	第8条の2第16頁
介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業	介護保険法に基づく第1号事業	第115条の4第1頁第1号イ
介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業		第115条の4第1頁第1号ロ

（その他）

「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」の記載について

・社会福祉法人に関しては、「老人居宅等事業」「老人デイサービス事業」と記載されている場合は、それぞれ「第1号訪問事業」「第1号通所事業」も含まれております

・旧みなし指定を受けていた事業者で、いまだに「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の記載がある場合は、変更の必要があります。

申請法人の種別（医療法人等）によっては、法人所管部署における定款変更等の事前手続きが必要となる場合があります。介護保険事業者指定手続きの前に、必ず各法人所管部署にお問合せください。